



鹿児島県水泳連盟医科学委員会からのお願い  
～ ドーピング防止教育について ～

ドーピング防止規則は、毎年1月1日に更新され、1年間有効です。

2010年は、下記の3項目について、選手に確認をお願いします。

- 喘息や気管支炎などで、薬を使うことがありますか？
- 糖尿病や潰瘍性大腸炎などの病気で、治療を受けていますか？
- 薬局で購入できる薬・漢方薬・民間伝承薬などを使用していますか？

上記の3項目のいずれかに該当する場合、医科学委員会に相談してください。

特に、喘息や気管支炎などの呼吸器の症状を持つ場合、専門医療機関で検査を受けて適切な診断と治療を受けることをお勧めしています。

使用する薬剤等とドーピング防止規則との関係を知りたい場合は、鹿児島県薬剤師会薬事情報センター（電話 099-257-2515 FAX099-257-2516）も活用してください。薬事情報センターでは、日本アンチ・ドーピング機構公認スポーツ・ファーマシストの資格を持つ薬剤師の先生が相談を受けてくださいます。

※薬事情報センターへの相談にはFAX（別紙様式）を用いてください。

※薬の名前、会社名、使用日を記録に残すようにご指導をお願いします。

<この件に関する問い合わせ先>  
鹿児島県水泳連盟医科学委員会  
橋口知 [tomo@edu.kagoshima-u.ac.jp](mailto:tomo@edu.kagoshima-u.ac.jp)

